

職員の給与の男女の差異の情報公表（令和4年度実績）

特定事業主名：青森県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.8%
全職員	74.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	89.0%
本庁課長相当職	104.4%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	97.4%

(参考) 役職段階別の詳細

区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級職員	—
次長級職員	93.9%
課長級職員	127.2%
副参事級職員	96.3%
総括主幹級職員	97.0%
主幹級職員	96.2%
主査級職員	97.4%
一般職員	92.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.3%
31～35年	91.5%
26～30年	94.2%
21～25年	93.1%
16～20年	95.0%
11～15年	89.9%
6～10年	94.6%
1～5年	91.9%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・特定事業主名の知事部局等の「等」には、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局が含まれる。
- ・職員には、特別職の職員及び特定の時期に一時的に任用される臨時・非常勤職員（短期アルバイト職員等）は含まれていない。
- ・給与とは、所得税法第28条における給与所得（通勤手当及び宿日直手当の非課税部分並びに退職手当は除かれる。）をいい、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれている。
- ・扶養手当について、扶養手当の受給者に占める男性の割合は90.4%であり、世帯主となっている男性に支給している場合が多いと考えられる。
- ・時間外勤務手当について、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は74.0%となっており、男性の方が時間外勤務時間が長いと考えられる。
- ・公表資料の2(1)の役職段階別の表中「本庁部局長・次長相当職」について、令和4年度において本庁部局長に相当する女性の職員が存在しない。なお、参考として、役職段階を詳細な区分に分類すると、同(1)の「(参考)役職段階別の詳細」の表のとおりとなる。当該表において、女性の部長級職員がいないことから、部長級職員の割合表示欄を「-」としている。